

スリトク サービス利用規約

株式会社C-mind(以下「甲」という)と契約者(以下「乙」という)は下記に定める各号に基づいて、スリトク レンタルプリンターサービス(以下「本サービス」という)の利用の契約を申し込むものとする。

第 1 条 (賃貸借契約)

甲は、乙に対し、甲の指定するプリンター及び複合機 (以下、「本件機械」という。)を賃貸し、乙は、本件機械を借り受ける。

第 2 条 (利用料等)

乙は、利用料として、別途申込書に定める料金を、甲の指定する所定の方法で支払うものとする。

第 3 条 (個別契約)

甲乙間の個別契約内容は、甲は乙に対し、本件機械の種類・数量・利用料金・引渡場所・引き渡時期・その他高の別途定める事項を記載した弊社所定の方法によって、通知するものとする。但し、本契約と個別契約が矛盾・抵触した場合は、個別契約に拠るものとする。

第 4 条 (設置場所・引渡し)

- 1.乙は、本件機械の設置場所を指定する。本件設備の設置場所を変更する場合には、乙は甲に対し、事前に通知するものとする。
- 2.甲は、引渡日に乙指定の場所にて、宅配便等の方法により、本件機械を引渡す。

第 5 条 (検査)

- 1.乙は、甲による引渡し後、本件機械の到着日の 3 営業日以内に本件機械を検査し、瑕疵および品違いが発見された場合、甲に 通知しなければならない。
- 2.第 1 項の瑕疵の通知があった場合、甲は無償で補修又は代替品の引渡しをしなければならない。
- 3.甲が第 1 条の期間内に乙から何らの瑕疵の通知も受領しなかった場合、本件機械は引渡日に完全な状態にて引渡されたものとみなす。

第 6 条 (善管注意義務)

- 1.乙は、本件機械を善良な管理者としての注意をもって管理し、甲の交付するマニュアルその他甲の指示する使用方法に従い、通常の用法によって使用しなければならない。
- 2.乙は、本件機械が甲の所有である旨の表示が本件機械にある場合、当該表示を毀損、隠匿してはならない。
- 3.乙は、本件機械を甲の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、転貸、担保の設定その他一切の処分をしてはならない。
- 4.乙は、本件機械を改造したり、甲の貸出物品以外の使用はしてはならない。
- 5.乙は、本件機械等の紛失、盗難が生じた場合、機械代、インク代として甲の受ける損害額に相当する金額を、甲に対し支払う。
- 6.乙は、甲より本件機械等の返却の指示があったにもかかわらず、乙が返却を怠った場合、甲は、乙に本件機械等の紛失があったものとみなし、上項に定める損害額に相当する金額を、甲に対し支払う。

第 7 条 (秘密保持等)

- 1.乙は、本契約の有効期間のみならず、本契約終了後といえども、本契約に関連して知りえた甲の営業上、技術上の事実、資料、情報等を秘密情報として保持し甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に一切開示、漏えいしてはならない。また、かかる情報をもって、事業を行うなど利用してはならない。
- 2.乙は、前項に違反したときは、甲は乙に対し、損害賠償金の支払いを請求することができる。

第 8 条 (個人情報)

本契約により甲が得た、乙の氏名、住所、商号等の情報は、本契約の履行 (保証、サポート等) を目的のみに使用する。

第 9 条 (通知義務)

乙は、乙の住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、契約内容に変更があった場合は、直ちに甲に通知するものとする。

第 10 条 (月間耐久目安枚数等)

1. 甲は、本件機械に対し、月間耐久枚数を定めるものとする。なお、耐久枚数は月間、約 8,000 枚から 9,000 枚とする。
2. 乙は、本件機械で連続印刷する場合、50 枚毎を目安に印刷を休止し、休めながら使用するものとする。
3. 乙は、本件機械のインクが半分以下になった場合、甲に連絡するものとし、甲は、乙依頼のインクを甲の 3 営業日以内に、乙に郵送するものとする。また、一度に依頼できる本数は 4 本までとする。

第 11 条 (サポート)

甲乙間の契約が続く限り、本件機械を保証するものとする。故障、破損等（乙の責めに帰すべき事由によって生じた故障等を除く）の理由により本件機械の修繕が必要となった場合、乙は下記のサポート連絡先に対し連絡をし、甲の費用をもって修繕等を受けるものとする。ただし、Mac に対してのサポートは対象外とする。

・連絡先：03 - 6903 - 6178 ・営業時間：平日 AM10:00～PM6:00

第 12 条 (みなし規定)

本契約においては、本契約の締結日を本件機械の発送日とみなすものとする。

第 13 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約日を含む月の翌月から 24 ヶ月とし、期間終了後は 1 ヶ月毎の自動延長とする。なお、自動延長期間においては、毎月 10 日までに甲より乙に契約延長しない旨を通知しない限り 1 ヶ月ごと自動延長するものとする。

第 14 条 (解除)

次の各号に該当する事由が乙に生じたときは、乙は甲に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、甲は、乙に対し何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。なお、本条による解除により損害賠償の請求は妨げられないものとする。

- (1) 利用料の支払いを怠ったとき
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受け、又は競売の申立てがあったとき
- (5) 解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡が決議されたとき
- (6) 経営状態が悪化したとき、又は悪化する恐れがあると認められたとき
- (7) 公租公課の滞納処分をうけたとき
- (8) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正催告を受けたにもかかわらず乙が期間内に是正しないとき

第 15 条 (契約解除金)

乙は、契約日を含む月から 24 ヶ月以内に解約する場合、甲に対して、契約解除金として、月額料金に契約期間の残月数を乗じた金額を即時に支払うものとする。

第 16 条 (免責事項)

甲は、乙に対して事前に告知をすることなく、本規約、本サービスの提供内容の変更、ならびに本サービスの提供の停止を行うことができるものとする。

第 17 条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟や紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所または、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上。